

## 地域障害者職業センターの概要

### 1. 趣旨

地域障害者職業センターは、公共職業安定所との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、全国47都道府県に設置されている。

### 2. 設置及び運営

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

### 3. 事業の概要

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施。

#### ○ 職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

#### ○ 職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。

#### ○ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

#### ○ 精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。

#### ○ 事業主に対する相談・援助

障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、事業主支援計画を作成し、雇用管理に関する専門的な助言、援助を実施。

#### ○ 地域における職業リハビリテーションのネットワークの醸成

障害者就業・生活支援センター、障害者雇用支援センター等からの依頼に応じ、職業評価等をはじめとする技術的、専門的事項についての援助を実施。

また、医療、保健、福祉、教育分野の関係機関に対し、職業リハビリテーション推進フォーラム等を通じて、職業リハビリテーションに関する共通認識を醸成し、地域における就労支援のネットワークを形成。

# 地域障害者職業センターにおける職業準備支援について

## 1 趣旨

ハローワークにおける職業紹介、職業訓練、職場実習、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援等、就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、基本的な労働習慣の体得、社会生活技能の向上等、個々の障害者のニーズに合った支援を提供し、就職、復職、職場適応に向けた準備性を高める。

## 2 支援内容

対象者の状態に合わせて、(1)から(3)のいずれか、又は組み合わせて実施。

### (1) センター内での作業支援

#### ① 早期に就職を目指すための作業支援（→ハローワークの職業紹介等へ移行）

- ・ 対象者：比較的早期に職業紹介等へ移行することが可能な者
- ・ 支援内容：センター内に常設された模擬的な就労場面での短期間の作業体験を通じ、作業適性、職場環境への適応力等を把握し、作業遂行力の向上を図る。

#### ② 就職等を目指し段階的に課題改善を図るための支援（→ジョブコーチ支援等へ移行）

- ・ 対象者：ジョブコーチ支援等により長期継続的な支援が必要な者
- ・ 支援内容：センター内に常設された模擬的な就労場面での一定期間の作業体験を通じ、作業適性、職場環境への適応力等を把握し、基礎体力の向上、通勤技能の体得、集団場面での適切な対人態度の体得等を図る。

### (2) 職業準備講習カリキュラム

- ・ 対象者：職業人としての心構え、職場の基本的ルール、就職活動の進め方等、就職や職業生活に必要な知識の習得が必要な者
- ・ 支援内容：就職、職業及び職業生活に関する知識を習得するための講座（職業講話、事業所見学、事業所体験実習、ロールプレイ等）の中から、対象者の課題に応じたカリキュラムに基づく支援を実施する。

### (3) 精神障害者自立支援カリキュラム

- ・ 対象者：社会生活技能の向上が必要な精神障害者
- ・ 支援内容：簡易作業体験やレクリエーション活動を通じて通所への慣れ、集団場面への適応を図るとともに、事業所場面を想定した実践的な対人技能訓練（SST）を通じたコミュニケーション能力、対人対応力の改善を図る。

## 3 支援実績（平成 17 年度）

- ・ 支援対象者数 ： 2, 335人
- ・ 支援終了者のうち就職に向けた次の段階へ移行した者の割合 ： 78.0%

（平成 18 年 4 月末時点）

# 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援について

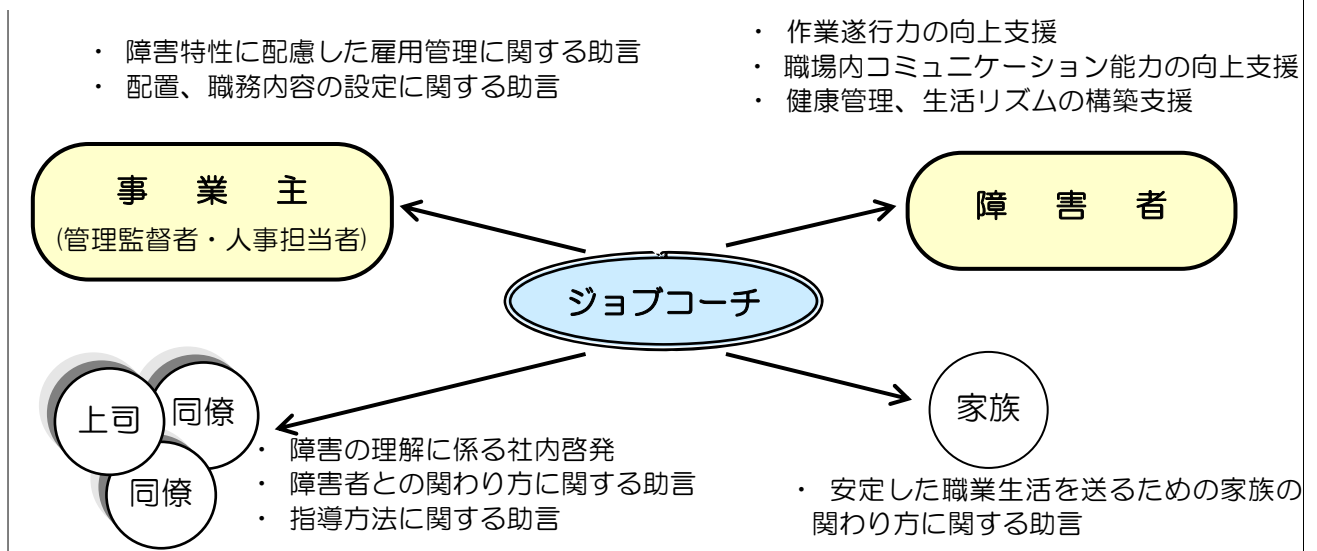
知的障害者、精神障害者等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かな人的支援を行う。

地域障害者職業センターにおいてジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、ジョブコーチ助成金を活用して支援を実施。

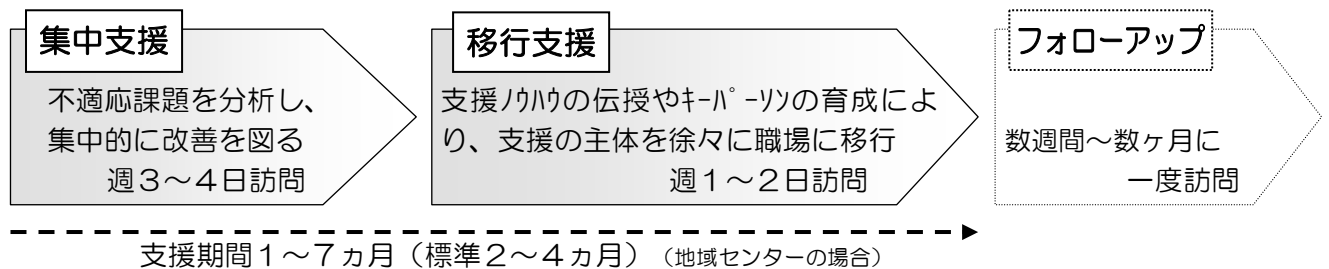
## ◎ 支援の契機

- ・ 就職時（雇用前又は雇入れと同時に支援を開始）
- ・ 職場環境の変化等により職場適応上の問題が生じたとき

## ◎ 支援内容



## ◎ 標準的な支援の流れ



## ◎ ジョブコーチ配置数（平成18年4月現在）

計726人	地域センターのジョブコーチ	304人
	第1号ジョブコーチ（福祉施設型）	407人
	第2号ジョブコーチ（事業所型）	15人

## ◎ 支援実績（平成17年度、地域センター）

支援対象者数 3,050人、職場定着率（支援終了後6ヵ月） 83.6%

地域障害者職業センターにおける職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の実施状況  
（平成17年度）

(1) 障害種類別の支援状況

	支援開始者数
身体障害者	305人（10.0%）
知的障害者	2,263人（74.2%）
精神障害者	380人（12.5%）
その他	102人（3.3%）
計	3,050人（100.0%）

※ 「支援終了者数」とは、17年度に支援を終了した者であり、前年度支援開始者を含む。また、中止者を含む。

(2) 支援終了後の職場定着状況

支援終了者数（A） （平成16年10月～17年9月）	支援終了後6ヶ月経過時点 での在職者数（B）	定着率（B/A）
3,106人	2,598人	83.6%

(3) 事業利用者（障害者、事業主）の声

- ジョブコーチに職場環境の整備や作業マニュアルの作成等の支援を受け、作業がスムーズになった（事業主からの声）
- 長期間支援を受けることで少しずつ改善がみられたこと、具体的な手立てや手順がよく考えられていること等、センターでの支援があったからこそ社会復帰ができたと思う。（精神障害者からの声）
- 障害者と社員相互のコミュニケーションがよくなった。（事業主からの声）
- 職場における人間関係や仕事の内容について、とても不安でしたが、ジョブコーチが私と職場の人たちとのコミュニケーションの間に立っていただき、とても早く職場環境に慣れることができ、今は楽しく仕事をしています。（知的障害者からの声）
- 問題発生時に速やかに連絡が取れ、対応してもらえたことで職場として信頼感がもてた。（事業主からの声）

※ 障害者及び事業主に対するアンケート調査から

# 精神障害者総合雇用支援の実施

## 1. 趣旨

精神障害者については、①症状が不安定で再発しやすい、②医療面・生活面のケアが不可欠である等の障害特性があることから、事業主、医療機関、家族等と連携し、専門的かつ継続的な支援を行っていく必要がある。

そこで、全国の地域障害者職業センターに、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置することにより支援体制を強化し、主治医等医療関係者との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る様々な支援ニーズに対して総合的な支援を実施する。

## 2. 事業の概要

### (1) 雇用促進支援

- ・ 採用計画（職務内容、配置等）の立案等の支援
- ・ 基本的労働習慣の体得、不安の軽減・集団適応、コミュニケーション能力・対人対応力の向上支援
- ・ ジョブコーチの派遣による雇入れのための支援

### (2) 職場復帰支援（リワーク支援）

- ・ 職場復帰に向けたコーディネート（活動の進め方等の調整）
- ・ 生活リズムの立直し、集中力・持続力の向上、体調の自己管理、ストレス対処等の適応力向上の支援
- ・ リハビリ出勤（試し出社）による復職前のウォーミングアップ
- ・ 職場の受入体制の整備（復職計画の策定、上司・同僚等の啓発等）

### (3) 雇用継続支援

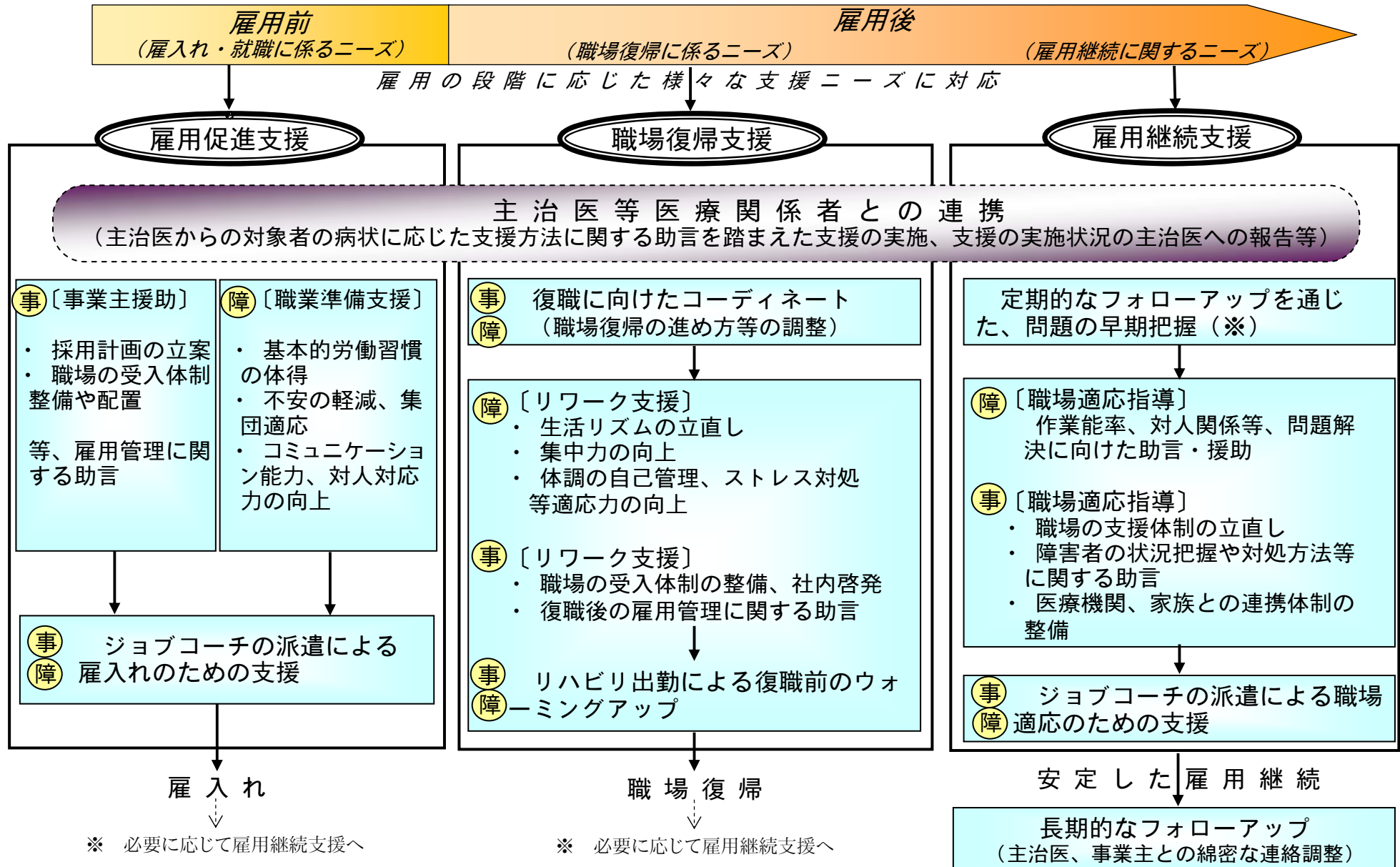
- ・ 作業能率、対人関係等、問題解決に向けた助言・援助
- ・ 職場の支援体制の立直し、障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ・ ジョブコーチの派遣による職場適応のための支援
- ・ 定期的なフォローアップによる問題の早期把握と長期的な定着支援

### (4) 精神障害者支援ネットワークの形成

地域の精神科医療、産業保健、福祉、雇用の関係者からなる精神障害者雇用支援連絡協議会を設置し、精神障害者の職業リハビリテーションに関する関係機関等との共通認識の形成等を図り、地域における精神障害者の雇用支援ネットワークを構築する。

# 精神障害者総合雇用支援

〔全国の地域障害者職業センター及び多摩支所において実施〕

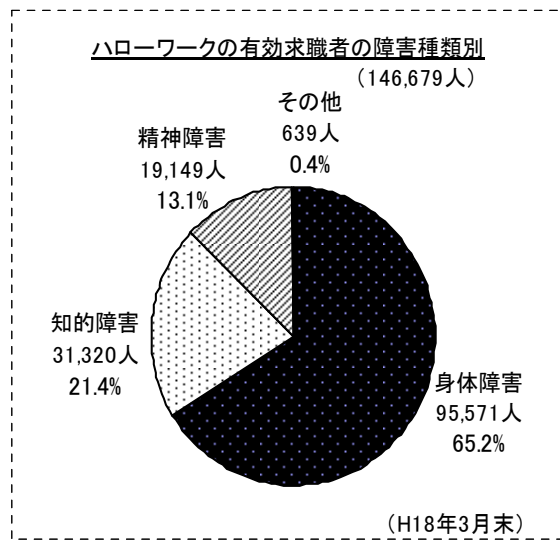
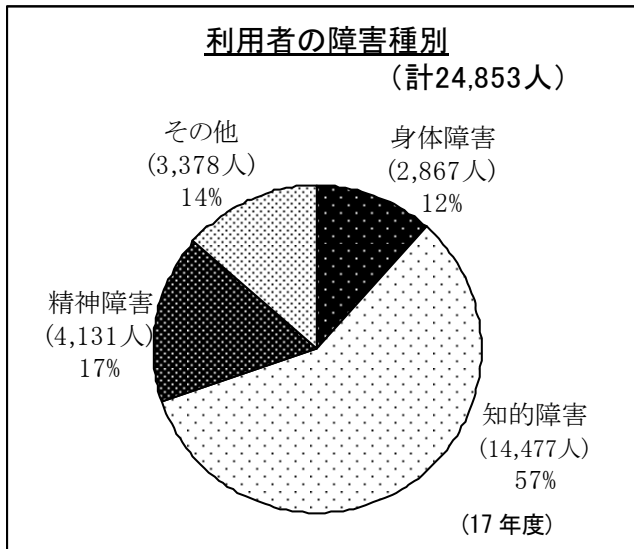


## 地域障害者職業センターにおける業務実施状況

### 1. 利用者数（新規＋再扱）

#### (1) 障害種類別の割合

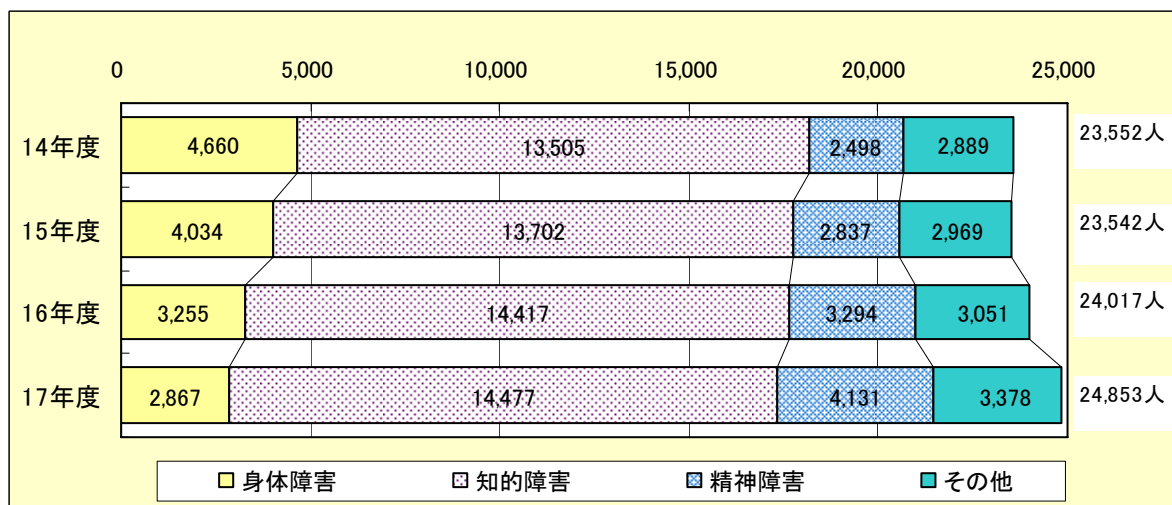
(参考)



#### (2) 障害種類別の利用者数の推移（構成比）

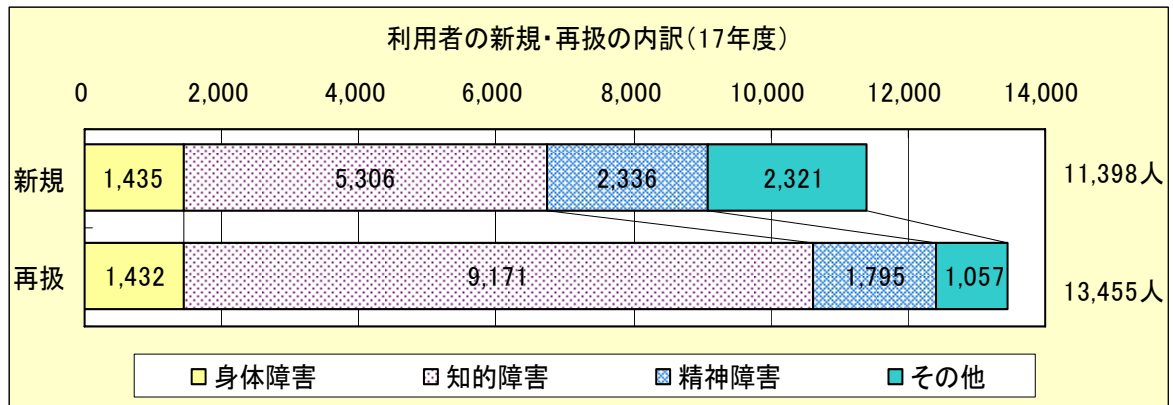
(人)

	計		身体障害		知的障害		精神障害		その他	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
14年度	23,552	100.0%	4,660	19.8%	13,505	57.3%	2,498	10.6%	2,889	12.3%
15年度	23,542	100.0%	4,034	17.1%	13,702	58.2%	2,837	12.1%	2,969	12.6%
16年度	24,017	100.0%	3,255	13.6%	14,417	60.0%	3,294	13.7%	3,051	12.7%
17年度	24,853	100.0%	2,867	11.5%	14,477	58.3%	4,131	16.6%	3,378	13.6%



(3) 新規・再扱別の障害種類の状況

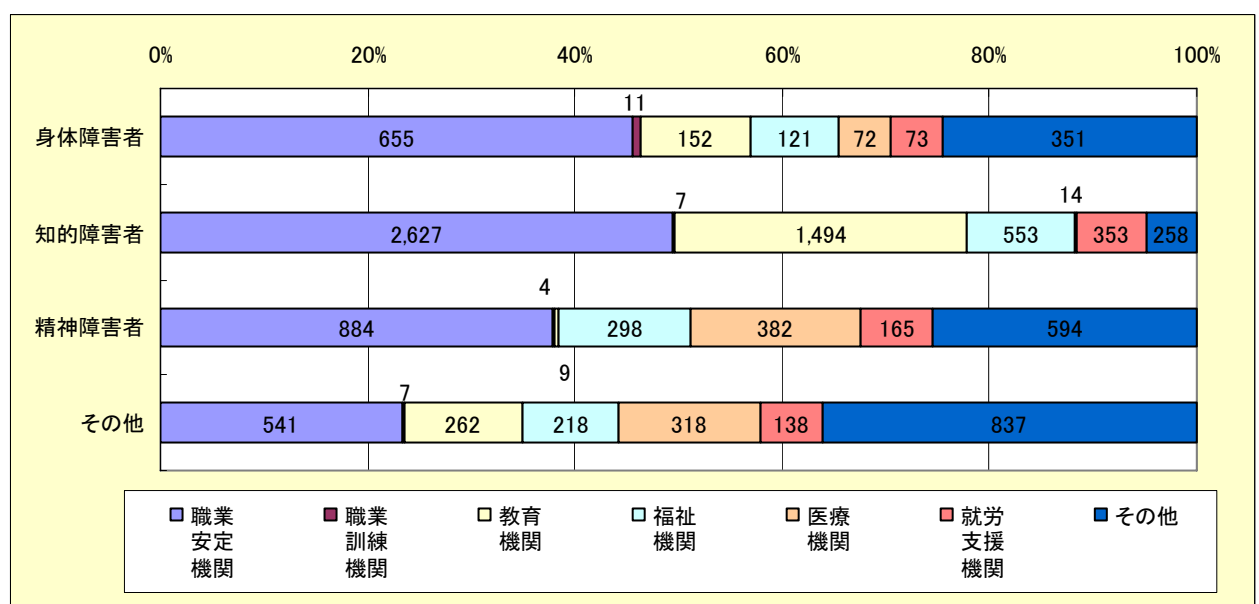
(人)



(4) 新規利用者の来所経路別の状況 (平成17年度)

(人)

	職業安定機関 (うち学校在籍者)	職業 訓練 機関	教育 機関	福祉 機関	医療 機関	就労 支援 機関	その他	計
身体障害者	655 (89)	11	152	121	72	73	351	1,435
(構成比)	45.6%	0.8%	10.6%	8.4%	5.0%	5.1%	24.5%	100.0%
知的障害者	2,627 (1,038)	7	1,494	553	14	353	258	5,306
(構成比)	49.5%	0.1%	28.2%	10.4%	0.3%	6.7%	4.9%	100.0%
精神障害者	884 (9)	4	9	298	382	165	594	2,336
(構成比)	37.8%	0.2%	0.4%	12.8%	16.4%	7.1%	25.4%	100.0%
その他	541 (100)	7	262	218	318	138	837	2,321
(構成比)	23.3%	0.3%	11.3%	9.4%	13.7%	5.9%	36.1%	100.0%
計	4,707 (1,236)	29	1,917	1,190	786	729	2,040	11,398



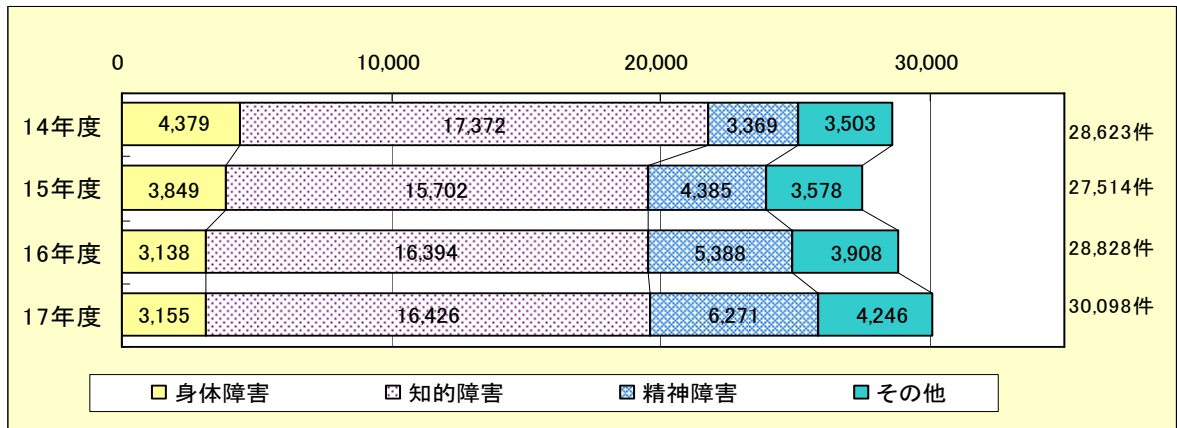


## 2. 職業評価

### ○障害種類別の職業評価件数の推移

(件)

	計		身体障害		知的障害		精神障害		その他	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
14年度	28,623	100.0%	4,379	15.3%	17,372	60.7%	3,369	11.8%	3,503	12.2%
15年度	27,514	100.0%	3,849	14.0%	15,702	57.1%	4,385	15.9%	3,578	13.0%
16年度	28,828	100.0%	3,138	10.9%	16,394	56.9%	5,388	18.7%	3,908	13.6%
17年度	30,098	100.0%	3,155	10.5%	16,426	54.6%	6,271	20.8%	4,246	14.1%

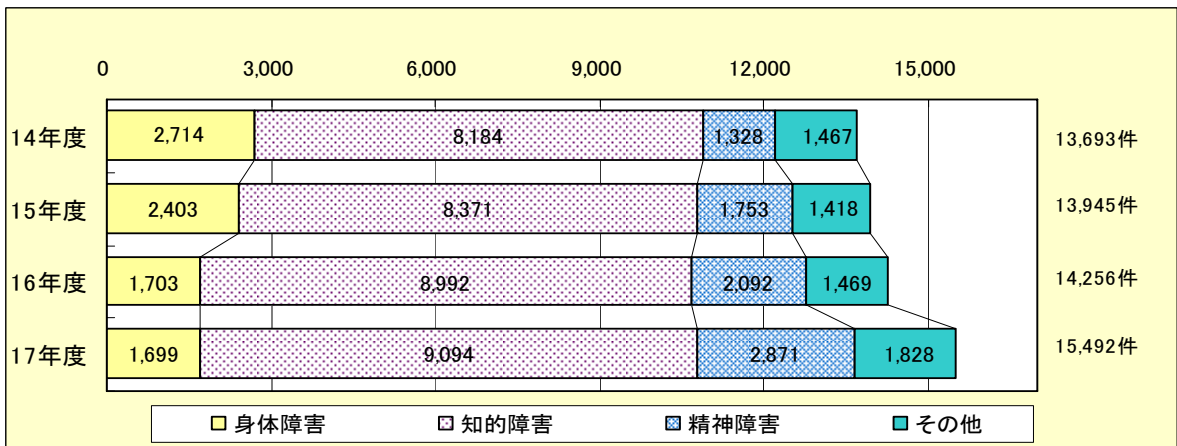


## 3. 職業リハビリテーション計画

### ○障害種類別の職業リハビリテーション計画作成件数の推移

(件)

	計		身体障害		知的障害		精神障害		その他	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
14年度	13,693	100.0%	2,714	19.8%	8,184	59.8%	1,328	9.7%	1,467	10.7%
15年度	13,945	100.0%	2,403	17.2%	8,371	60.0%	1,753	12.6%	1,418	10.2%
16年度	14,256	100.0%	1,703	11.9%	8,992	63.1%	2,092	14.7%	1,469	10.3%
17年度	15,492	100.0%	1,699	11.0%	9,094	58.7%	2,871	18.5%	1,828	11.8%

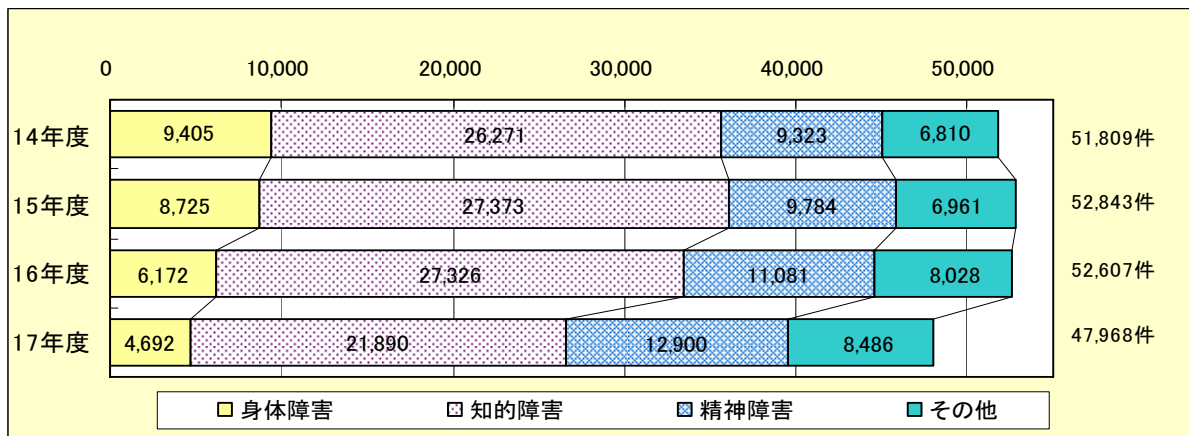


#### 4. 職業指導

##### ○障害種類別の職業指導実施件数の推移

(件)

	計		身体障害		知的障害		精神障害		その他	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
14年度	51,809	100.0%	9,405	18.2%	26,271	50.7%	9,323	18.0%	6,810	13.1%
15年度	52,843	100.0%	8,725	16.5%	27,373	51.8%	9,784	18.5%	6,961	13.2%
16年度	52,607	100.0%	6,172	11.7%	27,326	51.9%	11,081	21.1%	8,028	15.3%
17年度	47,968	100.0%	4,692	9.8%	21,890	45.6%	12,900	26.9%	8,486	17.7%

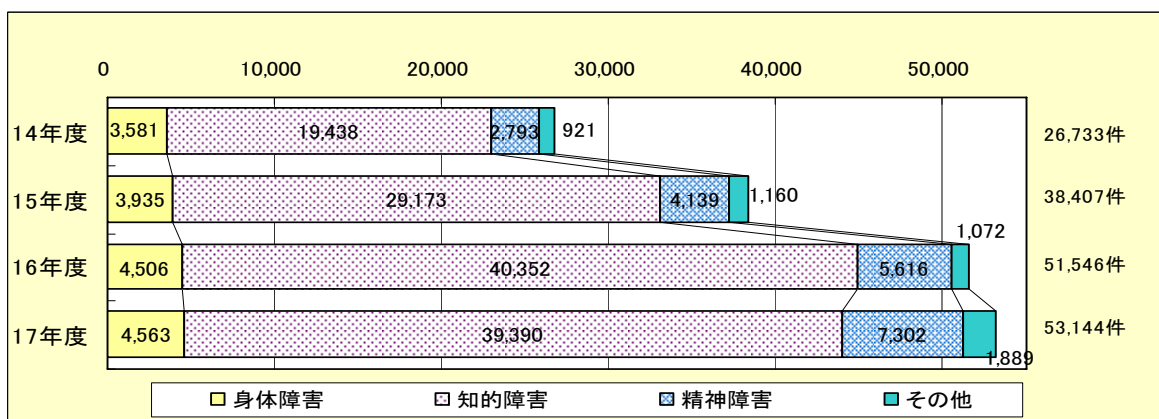


#### 5. 適応指導

##### ○障害種類別の適応指導実施件数の推移

(件)

	計		身体障害		知的障害		精神障害		その他	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
14年度	26,733	100.0%	3,581	13.4%	19,438	72.7%	2,793	10.4%	921	3.4%
15年度	38,407	100.0%	3,935	10.2%	29,173	76.0%	4,139	10.8%	1,160	3.0%
16年度	51,546	100.0%	4,506	8.7%	40,352	78.3%	5,616	10.9%	1,072	2.1%
17年度	53,144	100.0%	4,563	8.6%	39,390	74.1%	7,302	13.7%	1,889	3.6%

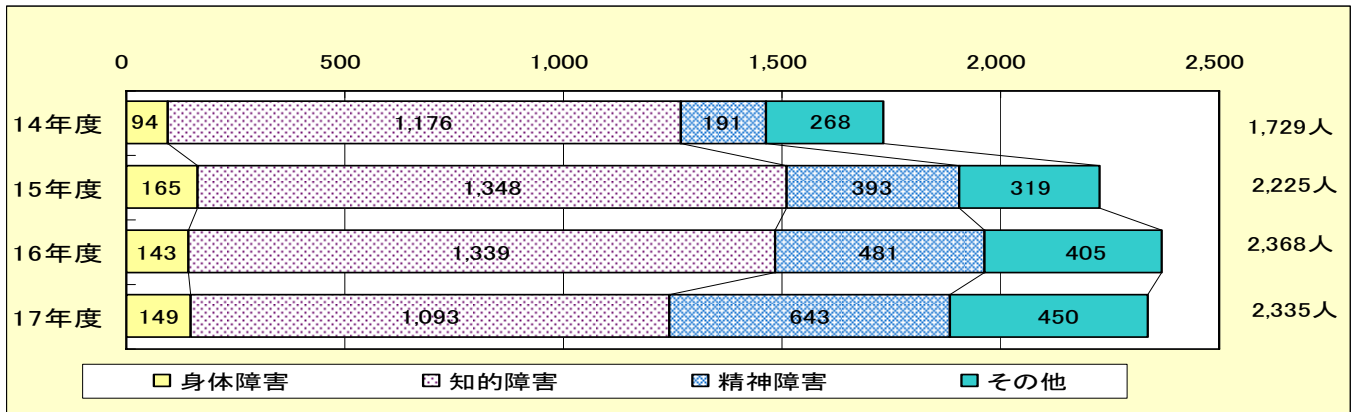


## 6. 職業準備支援

### (1) 障害種類別の支援対象者数の推移（構成比）

(人)

	計		身体障害		知的障害		精神障害		その他	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
14年度	1,729	100.0%	94	5.4%	1,176	68.0%	191	11.0%	268	15.5%
15年度	2,225	100.0%	165	7.4%	1,348	60.6%	393	17.7%	319	14.3%
16年度	2,368	100.0%	143	6.0%	1,339	56.5%	481	20.3%	405	17.1%
17年度	2,335	100.0%	149	6.4%	1,093	46.8%	643	27.5%	450	19.3%



### (2) 平成17年度における支援修了者の状況

支援修了者数	次の段階へ移行	左のうち就職したもの
2,174人	1,696人	1,091人
	78.0%	50.2%

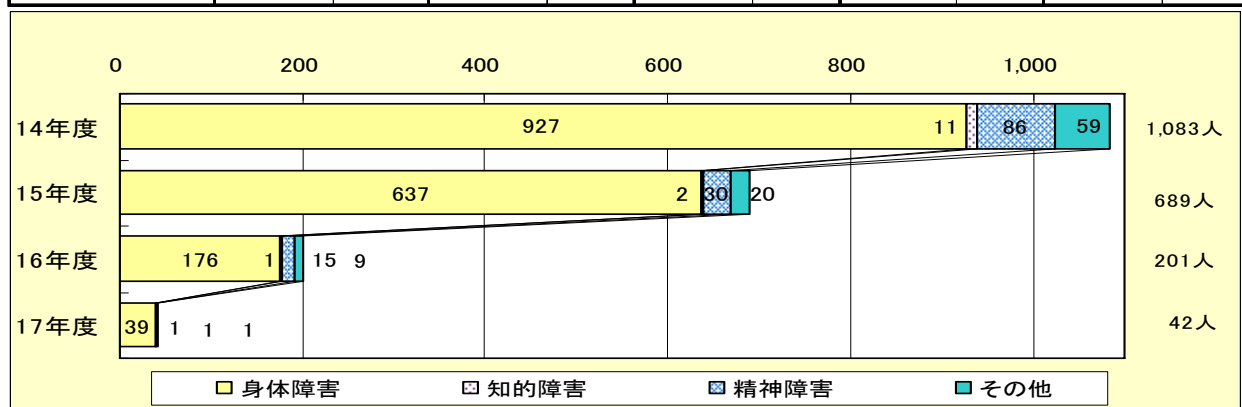
\* 平成17年度に支援を開始した障害者のうち平成18年4月末現在の状況  
 \* 次の段階=職業紹介、ジョブコーチ支援、職業訓練、職場実習等

## 7. O A 講習

### ○障害種類別のO A 講習受講者数の推移

(人)

	計		身体障害		知的障害		精神障害		その他	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
14年度	1,083	100.0%	927	85.6%	11	1.0%	86	7.9%	59	5.4%
15年度	689	100.0%	637	92.5%	2	0.3%	30	4.4%	20	2.9%
16年度	201	100.0%	176	87.6%	1	0.5%	15	7.5%	9	4.5%
17年度	42	100.0%	39	92.9%	1	2.4%	1	2.4%	1	2.4%



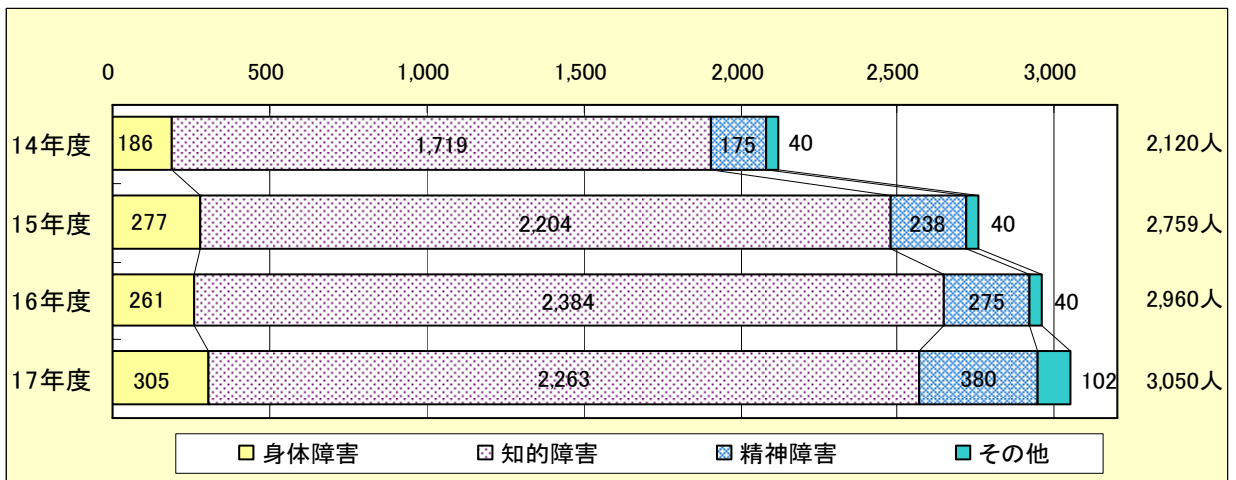
## 8. 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

### (1) 障害種類別の支援対象者数の推移（構成比）

(人)

	計		身体障害		知的障害		精神障害		その他	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
14年度	2,120	100.0%	186	8.8%	1,719	81.1%	175	8.3%	40	1.9%
15年度	2,759	100.0%	277	10.0%	2,204	79.9%	238	8.6%	40	1.4%
16年度	2,960	100.0%	261	8.8%	2,384	80.5%	275	9.3%	40	1.4%
17年度	3,050	100.0%	305	10.0%	2,263	74.2%	380	12.5%	102	3.3%

※ 平成17年度については、「精神障害者総合雇用支援」の雇用継続支援においてジョブコーチ支援を実施した精神障害者199人を含む。



### (2) 職場定着の状況

	支援終了後6ヶ月の定着率	備考
14年度	74.6%	平成14年4月～9月までの支援終了者559人の定着率
15年度	78.7%	平成14年10月～平成15年9月までの支援終了者2,475人の定着率
16年度	83.0%	平成15年10月～平成16年9月までの支援終了者2,857人の定着率
17年度	83.6%	平成16年10月～平成17年9月までの支援終了者3,106人の定着率

## 9. 精神障害者総合雇用支援

### (1) 支援対象者及び事業所数

	雇用促進支援	職場復帰支援	雇用継続支援
支援対象者数	—	145 人	199 人
支援対象事業所数	500 社	246 社	855 社

※ 平成 17 年 10 月から開始。

### (2) 復職の状況

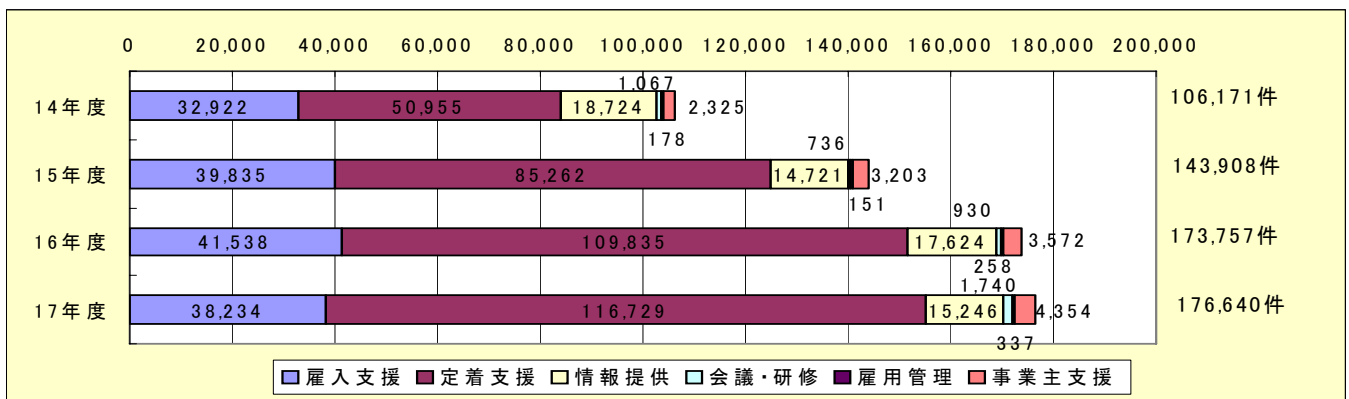
支援終了後の復職率 78.4% (平成 18 年 4 月末時点)

## 10. 事業主に対する援助

### ○支援対象事業所数及び内容別の支援状況の推移 (構成比)

(件)

	事業所数	支援件数	雇入支援		定着支援		情報提供		会議・研修		雇用管理サポート		事業主支援計画	
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比				
14年度	9,810	106,171	32,922	31.0%	50,955	48.0%	18,724	17.6%	1,067	1.0%	178	0.2%	2,325	2.2%
15年度	8,892	143,908	39,835	27.7%	85,262	59.2%	14,721	10.2%	736	0.5%	151	0.1%	3,203	2.2%
16年度	9,586	173,757	41,538	23.9%	109,835	63.2%	17,624	10.1%	930	0.5%	258	0.1%	3,572	2.1%
17年度	11,476	176,640	38,234	21.6%	116,729	66.1%	15,246	8.6%	1,740	1.0%	337	0.2%	4,354	2.5%



### 11. 医療・福祉分野への職業リハビリテーションに関する知識の提供

	地域職業リハビリテーションフォーラム		障害者就業支援基礎講座	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
15年度	49 回	3,357 人	102 回	2,708 人
16年度	51 回	3,680 人	81 回	2,091 人
17年度	55 回	3,620 人	87 回	2,570 人

**地域障害者職業センターに関する条文**

## 障害者の雇用の促進等に関する法律（抄）

**第三節 障害者職業センター****（地域障害者職業センター）**

**第二十二条** 地域障害者職業センターは、都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行う。

- 一 障害者に対する職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職業講習を行うこと。
- 二 事業主に雇用されている知的障害者等に対する職場への適応に関する事項についての助言又は指導を行うこと。
- 三 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。
- 四 職場適応援助者の養成及び研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

**（名称使用の制限）**

**第二十三条** 障害者職業センターでないものは、その名称中に障害者職業総合センター又は障害者職業センターという文字を用いてはならない。

**（障害者職業カウンセラー）**

**第二十四条** 機構は、障害者職業センターに、障害者職業カウンセラーを置かなければならない。

- 2 障害者職業カウンセラーは、厚生労働大臣が指定する試験に合格し、かつ、厚生労働大臣が指定する講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければならない。

**（障害者職業センター相互の連絡及び協力等）**

**第二十五条** 障害者職業センターは、相互に密接に連絡し、及び協力して、障害者の職業生活における自立の促進に努めなければならない。

- 2 障害者職業センターは、精神障害者について、第二十条第五号、第二十一条第一号若しくは第二号又は第二十二条第一号から第三号までに掲げる業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携に努めるものとする。
- 3 障害者職業センターは、公共職業安定所の行う職業紹介等の措置、第二十七条第二項の障害者雇用支援センターの行う業務、第三十四条の障害者就業・生活支援センターの行う業務並びに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項の公共職業能力開発施設及び同法第二十七条の職業能力開発総合大学校（第八十三条において「公共職業能力開発施設等」という。）の行う職業訓練と相まって、効果的に職業リハビリテーションが推進されるように努めるものとする。

**（職業リハビリテーションの措置の無料実施）**

**第二十六条** 障害者職業センターにおける職業リハビリテーションの措置は、無料とするものとする。

## 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（抄）

### 第二節 障害者職業センターの設置等

（法第二十四条第二項の厚生労働省令で定める資格）

第四条の五 法第二十四条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 公共職業安定所において、五年以上障害者の職業紹介に係る事務に従事した経験を有する者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の経験を有するものと厚生労働大臣が認める者